

軽度の要介護者が、車いす、特殊寝台等の福祉用具を貸与する際の確認すべき内容とケアマネジャー等が行うべきこと

○軽度となる要介護度について

対象福祉用具	軽度となる要介護度
車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト	要支援1・2、要介護1
自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)	要支援1・2、要介護1・2・3

種目	貸与の対象となる者	基本調査の結果	介護支援専門員が行うべきこと
車椅子 (付属品を含む)	(一) 日常的に歩行が困難な者	1-7(歩行)⇒「3. できない」	①調査票の写しを入手。(②の後、居宅サービス計画と併せて保存) ②サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。
		上記の項目に該当しない。	① 申請書記載の i、ii、iii のいずれかに該当するか否かについて医師の判断を仰ぐ。 ② ①の結果を基に福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を開催し、会議の中で適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要だと認められる。 ③ 鴻巣市に申請書、必要となる添付書類を提出し、確認をもらう。 ※電動車いすについては、利用者の自宅から頻繁に利用する店舗、病院等への経路を示した地図も添付。
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者		① 通院や買物等日常生活の範囲において、移動の支援が特に必要と認められるかどうかをケアマネが確認。 ② 主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員を含むサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。 ③ 鴻巣市にサービス担当者会議の要点を提出する。 ※電動車いすについては、利用者の自宅から頻繁に利用する店舗、病院等への経路を示した地図も添付。

種目	貸与の対象となる者	基本調査の結果	介護支援専門員が行うべきこと
特殊寝台 (付属品を含む)	(一) 日常的に起き上がりが困難な者 または (二) 日常的に寝返りが困難な者	(一) 1-4(起き上がり)⇒「3. できない」 または (二) 1-3(寝返り)⇒「3. できない」	① 調査票の写しを入手。(②の後、居宅サービス計画と併せて保存) ② サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。
床ずれ防止 用具及び体 位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3(寝返り)⇒「3. できない」	① 調査票の写しを入手。(②の後、居宅サービス計画と併せて保存) ② サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。
		上記の項目に該当しない。	① 申請書記載の i、ii、iii のいずれかに該当するか否かについて医師の判断を仰ぐ。 ② ①の結果を基に福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を開催し、会議の中で適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要だと認められる。 ③ 鴻巣市に申請書と必要となる添付書類を提出し、確認をもらう。
		上記の項目に該当しない。	① 申請書記載の i、ii、iii のいずれかに該当するか否かについて医師の判断を仰ぐ。 ② ①の結果を基に福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を開催し、会議の中で適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要だと認められる。 ③ 鴻巣市に申請書と必要となる添付書類を提出し、確認をもらう。

種目	貸与の対象となる者	基本調査の結果	介護支援専門員が行うべきこと
認知症老人徘徊感知器	<p>(一)(二)のいずれにも該当していること</p> <p>(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 かつ</p> <p>(二) 移動において全介助を必要としない者</p>	<p>(一) 3-1(意思の伝達) ⇒「1. 意思を他者に伝達できる」以外 または 3-2～3-7のいずれか ⇒「2. できない」 または 3-8～4-15のいずれか ⇒「1.ない」以外 または その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合 かつ</p> <p>(二) 2-2(移動) ⇒「4. 全介助」以外</p>	<p>① 調査票の写しを入手。(②の後、居宅サービス計画と併せて保存)</p> <p>② サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。</p>
		<p>上記の項目に該当しない。</p>	<p>① 申請書記載の i、ii、iii のいずれかに該当するか否かについて医師の判断を仰ぐ。</p> <p>② ①の結果を基に福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を開催し、会議の中で適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要だと認められる。</p> <p>③ 鴻巣市に申請書と必要となる添付書類を提出し、確認をもらう。</p>

種目	貸与の対象となる者	基本調査の結果	介護支援専門員が行うべきこと
移動用リフト (つり具の部分を除く)	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者 または (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	1-8(立ち上がり)⇒「3.できない」 または 2-1(移乗)⇒「3.一部介助」または「4.全介助」	① 調査票の写しを入手。(②の後、居宅サービス計画と併せて保存) ② サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	上記の項目に該当しない。	① 申請書記載の i、ii、iii のいずれかに該当するか否かについて医師の判断を仰ぐ。 ② ①の結果を基に福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を開催し、会議の中で適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要だと認められる。 ③ 鴻巣市に申請書と必要となる添付書類を提出し、確認をもらう。  ① 生活環境において、段差の解消が必要かどうかケアマネが確認。 ② 主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員を含むサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。 ③ 鴻巣市にサービス担当者会議の要点を提出する。
自動排泄処理装置 ※尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。	(一) 排便が全介助を必要とする者 かつ (二) 移乗が全介助を必要とする者	(一) 2-6(排便)⇒「4.全介助」 かつ (二) 2-1(移乗)⇒「4.全介助」	① 調査票の写しを入手。(②の後、居宅サービス計画と併せて保存) ② サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。
		上記の項目に該当しない。	① 申請書記載の i、ii、iii のいずれかに該当するか否かについて医師の判断を仰ぐ。 ② ①の結果を基に福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を開催し、会議の中で適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要だと認められる。 ③ 鴻巣市に申請書と必要となる添付書類を提出し、確認をもらう。